

令和 4 年度地域包括支援センター機能強化実施予定内容について

高齢化の進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが身近な生活圏域内で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中核となる地域包括支援センターの役割がさらに重要となることから、令和 2 年度から、地域包括支援センターの機能強化を行っている。

地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、複雑多様化・複合化する高齢者のニーズに丁寧に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があることから、令和 4 年度についても機能強化の実施を予定している。

1 これまでの機能強化実施経過

① 令和 2 年度

「独居高齢者人口」、「高齢者のみ世帯」、「小学校区数」が多く、特に業務の負荷が多いと考えられる 2 圏域において、人員体制の強化と相談窓口の増設を先行実施。

- ・地域包括支援センターの人員体制の強化（4 名→5 名） 西第 2
- ・相談窓口の増設（ランチの設置） 東第 1

② 令和 3 年度

・人員体制の強化

令和 2 年度の先行実施の検証結果を踏まえ、高齢者人口又は独居高齢者が特に多い 4 圏域（堺第 1、中第 3、東第 2、南第 2）で、地域包括支援センターの職員を 4 名から 5 名に増員（令和 3 年 8 月から）。

・相談窓口の強化

令和 2 年度に東第 1 圏域に設置したランチについて、身近な場所で相談を受け、支援につなぐ機能を強化するため、3 職種のいずれかの資格を有する専従の常勤職員を 1 名配置し、東第 1 地域包括支援センターのサブセンターとした（令和 3 年 4 月から）。

2 令和 4 年度機能強化実施予定内容

・人員体制の強化（令和 4 年 8 月から）

相談対応や地域活動支援の機能向上を図るため、高齢者人口又は独居高齢者等の状況を踏まえ、新たに 2 圏域で職員体制を 1 名増員。

（対象圏域）堺第 2、北第 4

3 今後の地域包括支援センター機能強化の方向性について

令和5年度以降の機能強化については、各圏域の高齢者人口や独居高齢者数等の状況を総合的に鑑み、機能強化について検討を行う。